

士別市障がい者活躍推進計画



計画期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日

機関名：士別市農業委員会

<計画の基本項目>

- 機 関 名：士別市農業委員会
- 任命権者：士別市農業委員会会長
- 計画期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
- 障がい者雇用に関する課題

士別市農業委員会事務局は、職員総数が5人程度の小規模な機関であるが、障がいがある職員が在籍していることから、当該職員の活躍のための体制整備や各種取り組みを行う必要がある。

<計画の目標>

1 定着に関する目標

- 不本意な離職者を生じさせないようにする。
- 評価方法：毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録をもとに、障がいのある職員の定着状況を把握・進捗管理する。

2 キャリア形成に関する目標

- 障がいのある職員が担当する業務の拡大
障がいの有無に関わらず、様々な業務に従事できるよう体制整備に努める。
- 評価方法：人事記録をもとに把握・進捗管理する。

<取組内容>

1 障がい者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として、総務部総務課長を選任する。

2 障がい者の活躍の基本となる業務の選定

- 現に勤務する障がい者の能力や希望を踏まえて業務を選定するとともに、業務の適切なマッチングができているか適宜点検を行う。

3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 業務環境

- 障がい者の要望を踏まえ、バリアフリー化など障がい者が働きやすい環境整備を検討する。
- 障がいがある職員が担当する業務を十分理解できるよう、業務マニュアルの作成や見直しを行う。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」などの職員研修を定期的開催し、職場理解を深める取り組みを進める。

(2) 募集・採用

- 職員の選考にあたっては、障がい者に配慮した試験方法を検討する。
- 職員の募集にあたっては、ハローワーク士別や相談支援センターほっと、道北障害者就業・生活支援センターいきぬきなどの関係機関と連携し、障がいの特性に配慮した業務の選定や障がい者の採用枠の設定等の検討を行い、障がい者の積極的な採用に努める。
- 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(3) 働き方

- 障がいのある職員の負担軽減を図るため、勤務時間や業務内容について柔軟に対応する。
- 年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。

(4) キャリア形成

- 障がいのある職員の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。

(5) その他の人事管理

- 必要に応じて随時面談を実施し、状況把握を行う。
- 障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場体制、通勤への配慮等の措置が可能となるよう検討する。

4 その他

- 「士別市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、引き続き障がい者就労施設等から物品等の公共調達を推進する。